

【研究論文】

SDGs時代のステークホルダーエンゲージメント についての考察

－「政府なきガバナンス」の視点から－

野口豊嗣

要旨

2015年に国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」におけるSDGs (Sustainable Development Goals) = 『持続可能な開発目標』は、企業のサステナビリティへの取り組みにも大きな影響を与えつつあり、SDGs時代とも呼べる様相を呈してきている。SDGsにおいては、ステークホルダーとの連携が強く求められているが、本稿では、企業とステークホルダーとの協働によって生まれる認証制度などのプライベート・レジームについて、政府なきガバナンスにおけるソフトローという観点から議論し、その可能性について考察する。

1 新たな期待の確立としてのプライベート・レジーム

ステークホルダーエンゲージメントについて、ISO26000は「その組織と一人又は一組以上のステークホルダーとの間の対話が必要である。ステークホルダーエンゲージメントは、自らの決定に関し、情報に基づいた根拠を提供することによって、その組織の社会的責任の取組みを助ける。」(ISO, 2019, p.75) と記している。組織（本稿においては主に企業）はステークホルダーとの対話が求められるが、それにとどまらず、そこで得た情報を自らの意思決定の根拠とする、つまり、ステークホルダーのニーズに対応することが求められているということである。

本稿が、最も注意を払うべきと考えるのは、ISO26000の「ほとんどの場合、組織は、社会から自らの影響にその組織がどのように対処すべきと期待されているかを既に認識しているだろうし、又は簡単に知ることができる立場にある。このような場合には、これらの期待を理解するために特定のステークホルダーのエンゲージメントに頼る必要はない」(ISO, 2019, p.76) という指摘である。ISO26000は、その根拠として「社会の期待は、また、法規制、一般に受け入れら

キーワード：政府なきガバナンス (governance without government), ソフトロー (soft law), 理念型としてのハードロー (hard law as ideal type), 言説 (discourse), ラギー・フレームワーク (Ruggie framework)

れている社会的又は文化的な期待、及び特定の課題について広く定評のある基準又は最良実施例の中に見出だすことができる」(ISO, 2010, p.76)としている。企業の社会的責任に関するグローバルレベルでの議論の進展に伴って、SA8000, ISO26000, SDGsなど、確かに「広く定評のある基準又は最良実施例」が増加している現在、この指摘は尤もなものである。それでは、ステークホルダーエンゲージメントは何を目指すべきものなのであろうか。これについてISO26000は「ステークホルダーエンゲージメントを通じて確立される期待は、既に確立している組織の行動に関する期待に取って代わるものというよりは、それを補足するものであるべきである」(ISO, 2010, p.77)としている。ステークホルダーエンゲージメントを通じて求められているのは、確立されていない期待について対話することであり、そこから新たな取組みを創造していくことであるといえよう。現在、われわれは、数多くの「広く定評のある基準又は最良実施例」を通じて、地球環境、人権、ディーセントワーク、ダイバーシティが重要であることは既に知っている。現在、ステークホルダーエンゲージメントを通じて取り組むべきことは、これらをどのようにして実現していくかというより具体的なプランであろう。

ステークホルダーエンゲージメントを以上のとおり理解したうえで、本稿が特に注目をするものが、プライベート・レジームと呼ばれる、企業がステークホルダーとの協働によって創造する規範である。これについて、笹谷(2018)は「日本は、世界発のルールに対応するだけでなく、これを「自分ごと化」して使いこなし、さらにはルールメイキングにも参画していくべきだ。自発的・自主的な制度活用は日本企業よりも欧米企業の方が慣れている。そろそろ日本企業もソフトロー活用型のルールに慣れていく時期に来ていると思う」(pp.62-63)と述べているが、本稿では、この後、なぜ今それが求められることなのかについて、ソフトローとその背景となっている「政府なきガバナンス」の体制の分析を通して議論する。

2 「政府なきガバナンス」における統治の装置としてのソフトロー

グローバル化の進展に伴い、経済格差、地球環境の危機などこれまでにない問題が次々と現れてくる中で、個別に立法、行政、司法といった機能を有している多様な主権国家からなる国際社会において、一方においては秩序、そしてもう一方においては民主主義がどのようにして達成されるのかについては様々な議論がなされてきた。

統一的な政府を持たない国際社会は個々の主権国家のそれぞれの論理がぶつかり合う場であり、最悪の場合、問題は暴力によって解決される無秩序の状態となってしまう。こうした状況に対しては、国際的な統治を行う機関の設置がその処方箋として提示される。例えば、ヘルドは、「世界市民民主主義」と呼ぶコンセプトを提示する。それは、ドライチェックが「より効果的で包括

的な国連安全保障理事会、より地域性を増し、国家間に及ぶ国民投票、強力な国際法廷、そして、より有効な国際的な経済と軍事についての権威を含んでいる。彼は長期的には「民主的な世界市民法」とグローバルな法制度、すべての政体が責任を有するグローバル議会、最終的にはグローバルな軍縮を目指す軍事同盟を構想した」(Dryzek, 1999, pp.31-32)と説明するものであり、言わば、よりリベラルであると同時により強い権能を備えたグローバル政府とも呼ぶべきものの樹立の主張である。

こうした「よりリベラルであると同時により強い権能を備えたグローバル政府とも呼ぶべきもの」は実際には存在したことはないし、今後も存在しないのではないかと考えるのがドライチェックである。Dryzek (1999) は、世界市民民主主義についてのHeld (1995) の「ある共同体における民主主義と共同体間の民主的な関係は不可分に組み込まれるものであり、何十年かの先に民主主義が発達するのであれば新たな組織と統合のメカニズムが創出されなければならないという認識に基づいている」(p.235) という認識を示した上で、「しかし、過去数百年における国際制度の特徴は、もし政府がシステムレベルで権威ある組織であると理解されるならば、まさに政府の欠如を示している」(p.32) のであり、実際にわれわれが現在選択しているのは、国際連合に代表される国際機関を設置しながら個々の主権国家の権能を最大限に生かす体制であることを指摘している。ドライチェックの主張は、現在われわれが現実に生きている国際社会には「よりリベラルであると同時により強い権能を備えたグローバル政府とも呼ぶべきもの」は存在していないが、そこは、暴力のみに支配される秩序なき世界ではないという認識に基づいている。ドライチェックが指摘した通り、現在の国際社会の統治について、主権国家の集まりでありながら一定の秩序をもたらす制度に基づいていると考えられるのが「政府なきガバナンス」という考え方である。ローズノーとチェンピールが示したこの考え方においては、大芝 (2018) が「ガバメント (政府) とガバナンス (管理・運営状況あるいは秩序) を明確に区別し、従来、政府が存在して初めて秩序が保たれるという考え方が強かったのに対して、国際関係では、世界政府のようなものがなくても、秩序を保つことができる可能性を提示した」(大芝, 2018, p.14) と表現しており、グローバルなレベルで統一的な政府のない現在の国際社会の秩序のあり方が示されており、グローバル・ガバナンス論において語られているものである。

「政府なきガバナンス」の体制においては、一定の民主主義と秩序はどのようにして実現されているのであろうか。「政府なきガバナンス」の体制については様々な角度から論じられているが、そこには、「対立を解消し、協働を調整し、あるいはより一般的には、相互に関係するアクターの世界の集合行為を緩和する、公式、あるいは非公式の規範と理解される制度」(Young, 1994, p.15) と呼ぶものが存在することが必須となる。われわれが現実に生きている世界においては、国際法学の分野でソフトローと表現されているものはまさにそうしたものである。小寺 (2008) によれば、ソフトローとは「国際社会に統一的な立法機関がなく、状況の変化に応じたタイムリー

な法制定の望めない主権国家体制において、国際機関が規範の設定に重要な役割を果たす手段¹⁾ (p.21) であり、より具体的には「国連決議でもいいし、国際会議の決議であってもいいし、国際社会の行動計画でもいい」(功刀, 2009, p.14) として示されている。功刀 (2009) のこの定義に従えば、国連総会決議であるSDGsもまたソフトローである。ソフトローは、功刀 (2009) が「ソフトローの性格としては、第一に、具体的な権利義務を確定しているわけではなく、原則や指針を内容とする。第二に、法規範としては未成熟ないし未完成で、実定法的に細かいところまで詰めていない。明確性を欠いているところもある。(中略) 第三に、法的拘束力を持たないか、持っていたとしてもそれが希薄であり、緩やかな行動規範にとどまって、その履行は当事者の善意に任されている」(p.13) と指摘しているとおおり、それは強制力と完備性において、ハードローよりも「ソフト」であるといえる。

ソフトローという統治の装置の採用に加えて、現在の「政府なきガバナンス」の体制における特徴として議論されるものとしては、そのアクターに関するものがある。これについてグローバル・ガバナンスについての議論に大きな影響を与えたグローバル・ガバナンス委員会 (1995) は、「グローバルなレベルでは、ガバナンスはこれまで基本的には政府間の関係と見なされてきたが、現在では非政府組織 (NGO)、市民運動、多国籍企業、および地球規模の資本市場まで含むものと考えべきである」(p.29) と述べている。これは、ステークホルダーエンゲージメントを国際政治の視点から表現しているものであり、本稿の文脈においては重要である。このような企業と市民社会がグローバルな統治に関与するという状態が、どのようにして生じていったのかについて、Scherer and Palazzo (2007) はその起点としてハーバーマス (2002-03) が熟議民主主義と表現した市民社会の政治的意思決定への参画をあげる。そして「当初は熟議民主主義に基づく討議は国家と市民社会の接点に焦点を当てていたが、グローバリゼーションが企業とNGOの接点への高まる関心を導きだした」(p.1108) として、そうした市民社会の主張の対象が企業へと移っていったことを指摘している。

本節では、現代の国際社会が、ソフトローという統治のための装置を備え、企業や市民社会がその政治的意思決定に参画する「政府なきガバナンス」の体制となっていることを確認した。次節では、それがどのような性質をもっているのかについて検討する。

3 ソフトローと言説の相互関係

「政府なきガバナンス」の体制といえる現代の国際社会について、Scherer and Palazzo (2007) は、「多様で、時として相反する異なる国々の多岐にわたる制度的、文化的環境からの法的そして倫理的な要求から成り立っている」(p.1108) のであり、「広く受け入れられている基準はない」

(p.1108)ということを指摘する。そして、「もし規範的な葛藤が共有されている価値や伝統の背景を参照することではもはや解決できないならば、コミュニケーションが平和的な対話と相互理解の唯一の資源となる」(p.1111)という主張を受け入れることを求めている。そうしたコミュニケーションを支えるものであるとDryzek (1999) が主張するのが「言説 (discourse)」である。Dryzek (1999) によれば、「言説とは、それを支持する者が、知覚する情報を一貫性をもった全体として整えることができるようにする言語に埋め込まれている共有された一揃えの前提と能力」(p.34) であり、たとえば「持続可能な開発 (sustainable development)」はその代表的なものである。Dryzek (1999) が、言説としての「持続可能な開発 (sustainable development)」について「国際システムにおける持続可能な開発の役割は、多くの参加者に概念的な議論の場と、コミュニケーションと協働のための共有される前提を供給する」(p.36) のものであると表現しているとおり、言説は、「政府なきガバナンス」において議論すべき対象とその議論の方向性を指し示すものとなる。こうした言説とそこから生まれる議論の方向性はDryzek (1999) が、「持続可能な開発 (sustainable development)」を例として「持続可能な開発は達成された事実でも、明確な可能性でも、正確に定義される概念ですらない。その概念は必然的に競合するものである。誰も真の民主主義を想像できないように、誰も真の持続可能な開発を見ることはできない」²⁾ (pp.36-37) とするとおり、予めその結論が用意されているものではない。そして、それはScherer and Palazzo (2007) が「言説は、例えば、規制のギャップ、新たなアクター、新たな洞察、新たな実勢の勃興によって推進される」(p.1112) と指摘するとおり、次々と新たに生まれてくるものである。功刀 (2009) は、ソフトローのメリットを「時代や社会の変化に伴い、新しいルールが求められる変革の初期過程において大いに役立つ。一社会の必要、人々の必要は時代とともに変化するので、その場合は新しいルールの定立が必要になってきますが、変革過程にあるときや、まだ方向が定かでないときには (中略) だいたいの方向が定まってからルールの定立を行うことが重要」(p.14) としているが、それは、このような予め対象も結論も用意されていたわけではない新たな議論が次々と生まれてくるという「政府なきガバナンス」の体制の持つ性質を反映しているといえる。さらに「政府なきガバナンス」の体制においては、Dryzek (1999) が「国際的な活動の基本的な媒介変数は長く続いてきたものではなく流動的なものである。知的に活動するということはもはや既存の文脈に沿って活動することを意味しない」(p.39) と表現する条件によって「活動が文脈を作り出し構成することを助長するということがますます事実となってきた。そのように構成された文脈の重要な部分が優位なあるいは新たに現れてくる言説の集まりとなる」(p.39) 状況が生じる。それは、企業の社会的責任の文脈においては、企業と市民社会の葛藤から協働までを含む様々なエンゲージメントによって新たな言説が形成されるが、そこから新たなソフトローが生まれる可能性が生じてくるのであり、そのようにして生まれるソフトローが一つの現実として言説とその議論の方向性に影響を与えるということである。

4 「理念型としてのハードロー」

前節までに、現在われわれが生きている「政府なきガバナンス」の体制のもとでの国際社会においては、ソフトローが統治の重要な装置であること、そのソフトローの成立と強化には言説が重要な役割を果たすこと、さらに、そうして成立し、強化されたソフトローが改めて言説を強めるという性格を確認した。本節と次節では、そうした仕組みがどのようにして作動するのかについて、2008年に国連人権理事会で決議された「保護・尊重・救済の枠組み、以下、〈ラギー・フレームワーク〉」と2011年に決議された「ビジネスと人権に関する指導原則、以下、〈指導原則〉」の分析を通してより詳細に検証する。

本節では、その目的のために分析視角とする、ソフトローとハードローは完全に2つに分けることのできるものではなく、「理念型としてのハードロー」からの逸脱という概念でソフトローの「ソフトさ」が様々な形態をとり得ることを指摘する加賀見(2008)の議論について検討する。加賀見(2008)は、まず、「理念型としてのハードロー」を「①法的内容：有用性、完備性、明示性³⁾をもつ、②形成局面：国家が正統性を伴う手続きに従って形成に関わる法的機能を遂行する⁴⁾。③強制局面：国家が正統性を伴う手続きに従って強制に関わる法的機能を遂行する⁵⁾、という三つの条件を同時に満たす「法的構造」(p.201)として定義する。そして、「「理念型としてのハードロー」の法的構成は一意に定義できるが、その構成要素は多様であり、従って逸脱の形態も多様になる。すなわち、法的内容に着目して「有用性」、「完備性」、「明示性」のいずれかが逸脱する形態、形成局面について逸脱する形態、強制局面について逸脱する形態、そしてこれらの複合形態がありうる」(pp.202-203)と指摘している。また、「「有用性、明示性、完備性を完全に実現するためには莫大な費用が掛かることから、理念型からの逸脱、すなわち法的内容のソフトロー化が不可避的に行われる」(pp.204-205)。加賀見(2008)のこうした議論に従うならば、完全に「ハードな」ハードローも存在しないと同時に完全に「ソフトな」ソフトローも存在しないことがわかる。

また、加賀見(2008)は、ハードローに対するソフトローの「ソフトさ」を説明する際に特に着目されることの多い強制可能性についても注意を促している。加賀見(2008)は、国家による強制可能性がない場合でも、「実行可能な制裁は、当該相手との関係を制限ないし断絶すること、他者に情報を発信することに限られる」(p.217)ものの、「違反者(「実体的規範を違反する者」および「違反者に対する制裁に参加しない者」)に対して社会構成員が私的な制裁を個別に課す、(中略)誰が違反者であるかという情報は過誤も欠落もなく完全に共有される」(p.219)ようなメカニズムのもとでは「国家のような外生的強制主体の関与無しに、ゲームの均衡(のひとつ)として、違反をある程度まで抑止できる状態を実現できることが確認されている。そして、この説明の背後にある基本的なアイデアは、社会的規範の有効性を説明するものとして、かなり広く

共有されている」(p.219) ことを指摘している。

本節では、加賀見(2008)の「理念型としてのハードロー」からの逸脱としてのソフトローという概念について検討を行った。そして、ソフトにすなわち、弱く見えるソフトローがより強い効力を持ち得る可能性を有していること、さらにその強化のための条件について確認した。次節ではこの加賀見(2008)の議論を分析視角として〈ラギー・フレームワーク〉および〈指導原則〉についての分析を行う。

5 ラギー・フレームワークにおけるソフトローの強化の方法

山田(2017)は、〈ラギー・フレームワーク〉と〈指導原則〉について、「国連人権理事会において支持されたことは、国連史上画期的なことであった。なぜならば、国連による多国籍企業に対する規制の試みは失敗の連続であったからである」(p.25) ことを指摘している。確かに〈ラギー・フレームワーク〉および〈指導原則〉は、国連人権理事会において支持を得たのちに、ISO26000、OECD多国籍企業のための行動指針をはじめとした多くのイニシアティブに採用され大きな影響力を示している。

ジョン・ラギーは、2005年に当時の国連事務総長であったコフィ・アナンの要請によって「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表となったが、その主たる任務は、2003年に人権保護促進小委員会が採択した「超国家企業その他のビジネス活動の人権に関する規範」(以下〈規範〉)をめぐって紛糾していた議論に収束の方向を見出すことであった。当時は、ラギー(2014)が、「一方には、企業責任と人権の「条約」を求めて野心的な目標を追求するNGOたちがいる。他方で企業は、「いや、それだけはやめてくれ!」と主張する」(ラギー, 2014, p.79)とある評論家のコメントを引用して説明しているとおりであり、企業の社会的責任における人権の問題についてハードロー的アプローチで解決することを求めるNGOと企業(および各国政府)間での対立が顕著で議論が進展しない状況であった。

ラギー(2014)は解決の方向を探るために〈規範〉に内在する問題点の分析に着手するが、ここで見いだされた問題としては大きくは2つの方向がある。一つは、そこで扱おうとする権利と義務が明確にされていないということである。権利については「国際的に公認された権利のすべてが企業に適用されるわけではないと述べながら、何が適用されて何が適用されないのかを決定する、原則を持った根拠を示していなかった」(p.91)という状態であった。そして義務についても企業にどのような義務が発生するのかという境界がはっきりしていなかった。そのため、ラギー(2014)としては「射程も適用条件も特定不足のままでは、実務における企業の義務は、特定の状況での国家と企業との、それぞれの「能力」次第となってしまう可能性が高い」(p.94)と断じ

ざるえない状況であった。ラギー (2014) が見出したもう一つの問題点は、「〈規範〉のために用いられた法的主張や正当化は、国際法律家の大勢を含む多くの第三者を困惑させるものであり、論争をさらに激しくするものだった」(P.96) と述べているとおり、それが従来から定着している国際的な社会的規範に合致しない部分を含むものであったということである。ラギー (2014) によれば、それは「充足を求める権利を含めてすべての範囲の人権の義務を企業に課して、それを国際法のもとで直接に実施することになる」(P.96) ものであり、さらには「多くの国々で支配的な株主に対する受託者の義務を基礎とする「株主」モデルを、事実上、利害関係者に対する義務を認めるより広範な「利害関係者」モデルで置き換える」(P.96) ことで「国内の会社法の制度に重大な再編を要求することになる」(P.96)。

こうした問題点も、そこに求められる費用や時間を度外視すれば、克服が可能であるのかもしれないが、ラギー (2014) が選択したのはより一般的でフィジビリティの高い方向性である。ラギー (2014) は、「人権条約は、交渉にも、効力が発生するまでにも、長い時間を要する」(p.101) ものであるという認識と、国連人権高等弁務官だったルイズ・アーバーの「拘束力のある規範のみを推進することは、それがどれだけの時間を必要とするのか、そしてその間に（被害者に）どれだけの損害がもたらされるのかを考えると、率直に言って、あまりに野心的にすぎる」(p.101) という見解に基づいてより実現可能で実効性のある解決方法を選択した。

ラギーが選択した解決方法は、本稿でのここまでの議論に沿って解釈するならば、ソフトローを「理念型としてのハードロー」に向かうベクトルに沿って移動させることであり、その際には既に定着している社会的規範の力を最大限に活用するというものであった。

ラギー (2014) は〈フレームワーク〉については「ビジネスと人権に関する国家の法的義務と政策の根拠。次に、企業、とりわけ多国籍企業の、人権に関する独立の社会的責任（中略）そして、それら二つと結びつけられた救済のためのメカニズム」(p.129) を明らかにするものであると述べている。また〈指導原則〉については「三一の諸原則と、その意味や関連事項を説明する注釈からなっています。それらは次の三つに区別された、しかし相互補完的な柱を、基礎においています。自国の領域かつ／または管轄権において、ビジネスを含む第三者の侵害から人権を保護する国家の義務。他者の権利を侵害せず、ビジネスが巻き込まれる有害な影響に取り組むことを意味する、人権を尊重する企業の責任。そして、害悪を被った人々の救済へのアクセスです」(p.ix) と説明している。ラギー (2014) によるこれらの記述からも明らかなおとおり、ラギー (2014) が〈フレームワーク〉を構築するにあたって、端的に取り組んだことの一つを、先に検討した加賀見 (2008) の議論に沿って解釈するなら、明示性を強くすること、すなわち、何が権利で責任であるのかを明確にしようとしたことであったといえる。先にラギー (2014) が〈規範〉の問題点をどのように認識しているのかについて検討した折にも触れたとおり、〈規範〉が網羅性と強制可能性を高めるために、何もかもをそこに盛り込もうとしたために、明示性を失って却ってそ

の有用性を低下させていたのとは逆に、明示性を高めることで強制局面に影響を与えようとしたといえる。

もう一方で注意を払わなければならないのは、〈フレームワーク〉と〈指導原則〉においては、その明示性を高めるために、既に受け入れられている要素が最大限に活用されているという点である。ラギー（2014）は、ソフトローについて「それ自身では法的拘束力のある義務を設けるわけではないという意味で「ソフト」なものだ。その規範的な力は、国家や鍵となる関係者による社会的な期待を企業に受け入れさせることを通じて、導き出される」（p.88）と語るとおり、政府なきガバナンスにおけるソフトローの力の源泉は社会的規範であると確信している。故に、先に述べたように、ラギー（2014）は〈規範〉が広く社会に認められ定着している社会的規範と合致しない部分を持っていたことが、暗礁に乗り上げて身動きが取れなくなった原因の一つであると明確に認識していた。そのために、一連の構築のプロセスは「国際法に公認された権利の「リスト」はすでに存在し、作り替えられる必要はない」（p.143）という認識に基づいて「人権を尊重する企業の責任に関するより正確で一般に受け入れられた定義、さらにそれが具体的にどんな措置を伴うのか、そしてどのようにしたらそれを国際的に公認された権利に関する公的な法の構造にもっと効果的に連結させることができるのか」（p.138）という点に重点を置いて進められている。

また、もう一点、指摘しておかなければならないことは、そもそも、ラギー（2014）がハードローを志向した〈規範〉の問題の解決策としてソフトローを選択したのは「人権を尊重する企業の責任は、ビジネス自身によって広く承認されている」（p.139）という認識に基づくものであったということだ。ラギー（2014）は「CSRイニシアティブが急激に増大していることは、その限界が何であろうと、企業が、こうした社会的な遵守メカニズムに対応していく能力を発展させる必要性を自ら認識しているという事実に基づいている」（p.140）と述べ、その根拠として自らが行った企業への調査の結果として「CSRに人権の要素を取り込んだという回答者の約半数が、自らは深刻な人権の事件に直面することがなかったにもかかわらず、おそらく他社の過ちを教訓として、それを行ったということだった」（pp.140-141）としている。他社の過ちとは、既存の法律にのみ従って意思決定を行いNGOの激しい非難にさらされた事案のことを指しているわけであるが、これは、本稿の文脈で解釈すれば、NGOの活動によって企業の人権への配慮についての言説が形成されていたことを示している。ラギーは、自らのソフトローを解決策として選択する際に関連する言説が形成されていたことを前提としていたといえる。

6 SDGs 時代のステークホルダーエンゲージメント

前節までの議論を踏まえると、持続可能な発展という企業の社会的責任の中心的課題は、企業

とNGOを主とするステークホルダーとの間の紛争〜協働までの広範囲に渡る関係において、その言説が形成されて社会的規範として受け入れられるようになり、その中からソフトローとして制度化されるものが現れてきたという経緯として描き出すことが可能となる。こうした背景のもとで、SDGsがその流れに与える影響を考えると以下のことが指摘できる。

SDGsは、本稿のここまでの議論によって解釈するならば、持続可能な開発という言説に関わるソフトローの「理念型としてのハードロー」の持つベクトルに沿った移動である。国連総会決議であるので形成局面において強い正統性を持つことは言うまでもない。わが国において政府が積極的な取組みを促し、それに応える形で企業の取組みも活性化していることからみても強制可能性も高まっているといえるであろう。また、SDGsが17のゴールと169のターゲットを規定していることから明示性の強化という面からも強制可能性は高まっている。これは、本稿が冒頭でリサーチクエストンとしたプライベート・レジームにも少なからず影響を与えるはずである。プライベート・レジームについては、既に多くの議論がなされてきたが⁶⁾、メリットとデメリットの両方が指摘されてきた。例えば、Scherer and Palazzo (2007) は、森林管理協議会 (FSC)⁷⁾ の事例を分析して「事後的対応から社会的関与による予防的概念へと変化させる」(p.1110) ものであり、「国家の政府が取り組むことのできなかつた、もしくは取り組む意思のなかつた主要な環境面での課題の一つが取り組まれた」(p.1110) として肯定的に評価している。これに対して山田 (2009) は、「FSCラベルの製品の各国の森林製品市場における浸透率は、けっして高いとは言えない」(p.55) こと、さらに欧州諸国の業界団体と地元が主体となり1999年に設立された森林認証支援プログラム (PEFC: Programme for the Endorsement of Forest Certification) のようなFSC以外の基準が主要企業によって支持されていることを指摘し (p.55)、「プライベート・ガバナンスには、NGO主導のより急進的なプライベート・レジームと企業や業界団体主導のより保守的なプライベート・レジームとが競合し、後者のほうに支持が流れてしまうという限界がある」(p.56) と問題提起している。この問題に対して、山田 (2009) は、「環境や人権のように公共性の高い社会的目標を追究する場合、やはり何らかの形でプライベート・ガバナンスのパブリック化を促進する必要があるのではないだろうか」(p.57) と述べているが、SDGsをソフトローの「理念型としてのハードロー」の持つベクトルに沿った移動と考えるなら、一定の「パブリック化」の役割を果たすはずである。すなわち、プライベート・レジームがその弱点を内包しながらも、求められる正の役割を果たす可能性が高まるということである。ステークホルダーエンゲージメントを企業とステークホルダーとのコミュニケーションの総体を示すものと考えれば、企業はそのプロセスにおいて、プライベート・レジームの構築に何らかの形で参画することの必要性はより高まっているといえる。

7 結びにかえて

本稿では、企業とステークホルダーの協働として現れてくるプライベート・レジームについて、SDGsへの認識の広まりと取組みが拡大する中でどのように捉えられるべきであるかについて、政府なきガバナンスという現在の国際社会において統治の装置として機能するソフトローに注目して考察した。そして、SDGsを「理念型としてのハードロー」のベクトルに沿った移動と位置づけ、プライベート・レジームがより大きな影響力を持つことになる可能性について指摘した。

SDGsは、ビジネスチャンスをもたらすものとして議論されることも多いが、それが社会的規範として有している影響力についても十分認識すべきであることを確認して本稿を終えたい。

注

- 1) 「ソフトロー」という以上は、「ハードロー」との対比で使われる」（小寺，2008，p.10）のであるが、国際法におけるハードローとは条約などを指す。
- 2) 「持続可能な開発」は、国連の「ブルントラント委員会」が1987年に発行した報告書において中心的な理念とされたものであり、ここでは「将来の世代の欲求を充たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」という定義が与えられているが、その後は一定の範囲の中で様々な議論において使われる一般名詞のようなものとなっているといえる。
- 3) より詳細には「法的内容が社会の集目的に合致していること（有用性）とその内容が起りうる全ての状況に対処して規定されていること（完備性）を兼ね備え、さらに、規定内容が完全に客観的に理解可能な形式で表現されていること（明示性）」（加賀見，2008，p.202）であるとされる。
- 4) 「形式局面」の構造は、法的内容を決定することから、条件①に影響を与える。（加賀見，2008，p.202）
- 5) 「強制局面の条件は、法的内容に応じて「強制できるか」、「強制すべきか」が決定されるため、条件①の影響を受けることになる」（加賀見，2008，p.202）
- 6) 代表的なものとしてZadek（2007）。
- 7) 森林管理協議会（FSC: Forest Stewardship Council）。1993年に世界自然保護基金（WWF: World Fund for Nature）の呼びかけで環境NGO、木材利用業者、木材貿易業者、森林保有者、先住民および地域住民の代表らによって創設が決定された認証機関。持続可能な森林管理に関する基準（FM: forest management）と木材の輸送や加工などに関する基準（CoC: chain of custody）を設定する機能が与えられている。

参考文献

- Dryzek, J.S. (1999) "Transnational Democracy," *The Journal of Political Philosophy*, Vol. 7, No. 1, pp. 30-51.
- Held, D. (1995) *Democracy and the Global Order: From the Nation State to Cosmopolitan Governance*, Oxford, Polity.

- ISO (2010) “ISO2600: 2010 Guidance on social responsibility, International Organization for Standardization.” (ISO/SR 国内委員会監修『日本語訳ISO26000: 2010 社会的責任に関する手引き』日本規格協会, 2011年)
- Rosenau, J. N. (1992) “Governance, order and change in world politics” in Rosenau, J. N. and Czenpiel, E. O. (Eds.) *Governance Without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge University Press pp.1-29.
- Scherer, A. G. and Palazzo, G. (2007) “Toward a political conception of corporate responsibility: Business and society seen from a Habermasian perspective,” *The Academy of Management Review*, Vol. 32, No. 4, pp. 1096-1120.
- Young, O. R. (1994) *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society*, Ithaca NY, Cornell University Press.
- Zadek, S. (2007) *The Civil Corporation*, Routledge.
- 大芝亮 (2018) 「パワー・シフトとグローバル・ガバナンス パワー・ポリティクスから自由なのか」大芝亮, 秋山信将, 大林一広, 山田敦編著『パワーから読み解くグローバル・ガバナンス論』所収, 有斐閣, 13-31頁。
- 加賀見一彰 (2008) 「ハードローからソフトローへの権限委譲」中山信弘編, 藤田友敬編著『ソフトローの基礎理論』ソフトロー研究叢書第1巻所収, 有斐閣, 195-225頁。
- 功刀達朗 (2009) 「国際立法とグローバル・コンパクトの位置づけ 国連と企業の協力関係」『敬愛大学国際研究』, 第23号, 1-26頁。
- グローバル・ガバナンス委員会 (1995) 『地球リーダーシップ 新しい世界秩序をめざして グローバル・ガバナンス委員会報告書』(京都フォーラム監訳) 日本放送出版協会。
- 小寺彰 (2008) 「現代国際法学と「ソフトロー」—特色と課題」中山信弘編, 小寺彰, 道垣内正人編著『国際社会とソフトロー』ソフトロー研究叢書第5巻所収, 有斐閣, 9-22頁。
- 笹谷秀光 (2018) 「企業におけるSDGs戦略」白田範史編『SDGsの基礎』所収, 事業構想大学院大学出版部, 53-92頁。
- ハーバーマス, ユルゲン (2002-03) 『事実性と妥当性—法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』上・下 (河上倫逸・耳野健二訳) 未来社。
- 山田高敏 (2009) 「公共空間におけるプライベート・ガバナンスの可能性～多様化する国政秩序形成」『国際問題』No.586, 49-56頁。
- 山田高敏 (2017) 「「企業と人権」をめぐる多中心的なガバナンスの試み—ステークホルダー間の知識共有と人権デュー・ディリジェンス規範の形成—」西谷真規子編著『国際規範はどう実現されるか 複合化するグローバル・ガバナンスの動態』所収, ミネルヴァ書房, 23-58頁。
- ラギー, J. G. (2014) 『正しいビジネス—世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店。

野口豊嗣 (神戸大学大学院経営学研究科)

(2019年10月7日 採択)